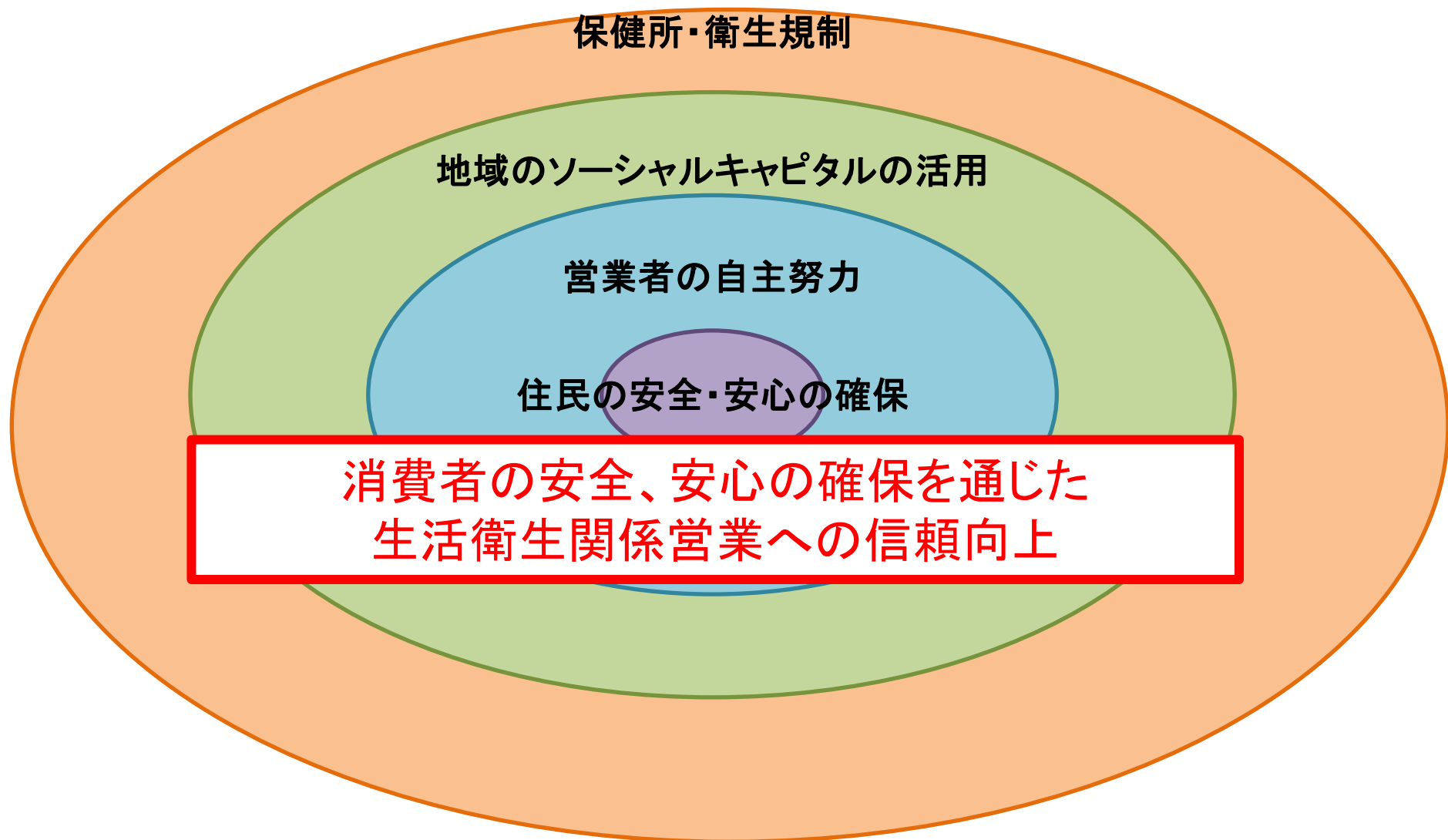


生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[消費者を取りまく三層構造]



生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[営業者の自主努力]

消費者に対する安全、安心の確保を通じた信頼性を向上させるために、まずは営業者の自主努力による取り組みを通じて、衛生水準の向上を図るべきではないか。

営業者の自主努力

- 衛生水準の確保
 - Sマークの取得促進(補助金も活用)
 - ・サービスの品質の開示・損害賠償保険
- 業種ごとの自主点検表の普及
- 店舗における衛生責任者の明確化
 - 主任となるクリーニング師、管理理・美容師
- 人材養成 →従業員の教育

【現状】

- 保健所あるいは県指導センターのHPに自主点検表を掲載しているところもある。
- 指導センター(又は環境衛生協会)が任命した生活衛生関係営業の指導員を活用し、その普及に努めている保健所もある。

生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[地域のソーシャルキャピタルの活用]

ソーシャルキャピタルである生活衛生関係営業同業組合の活用により、地域における衛生水準の向上を図るべきではないか。

地域のソーシャルキャピタルの活用

- 組合における衛生水準向上の取り組み
 - 生活衛生関係補助金による支援
 - (例)・麺等における原産地表示ボードの作成
 - ・食肉の安全な取り扱い等について食肉販売店の営業者指導
- 自治体による 新規営業者等の組合への加入促進
 - 組合加入を促す通知発出(7月)

【現状】

- 非組合員の増加(新規加入が減少)
- 零細企業が主体である(大規模チェーン店が加入していない)
- 組合員の高齢化
- 組織力の低下
- 組合メリットの希薄

生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[保健所・衛生規制]

環境衛生監視員の専門性確保及び監視機能の充実により、衛生水準の向上を図るべきではないか。

保健所・衛生規制

- 環境衛生 監視員の監視指導状況の格差の解消、改善
 - 年間計画作成・公表 → 実施状況公表
- 自治体間の連携・交流
 - 感染症等の広域マニュアル作成協力
- 非組合員への情報提供等の重点指導(行政情報、食中毒、感染症等)
- 環境衛生監視員の資質向上
 - 平成24年度予算で、環境衛生監視員講習制度の創設
(保健医療科学院と連携)

【現状・問題点】

- 監視員あたりの監視回数、業務の民間委託等、地域により格差がある。
- 環境衛生監視員の専門性低下(食品衛生等の他業務との兼務、技術系採用希望者の減少等)
- 環境衛生監視員の研修がない
- 非組合業者へのアプローチが分からない
- 組合、都道府県指導センター、環境衛生協会等との連携の状況が自治体によって差がある。

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ 報告書 概要

指定講習の
現 状

- 理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 常時2人以上の理容師、美容師が従事する理容所又は美容所に管理者として配置

事業仕分け
(平成22年5月)

- 廃止(管理理容師・管理美容師講習の廃止)
- 理容師・美容師が2名になる時に講習を受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直し



○今後、複雑化する衛生課題に国民の安全・安心を図る観点から、事業所の「衛生管理者」としての位置づけを明確にすべく以下の改革を実施

	現行	改革案
資格の性格	「他の従業者を管理する者」	事業所の「衛生管理者」
配置基準	常時2名以上の事業所に1名	<ul style="list-style-type: none"> ・規模を問わず全事業所に1名 ・法改正を待たず改革の実質的な実施を図る ・地方で1人で営業する理容師、美容師等が受講しやすい経過措置を検討
資格者氏名の明示	なし	明示。 顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	なし	なし。生涯教育、経営研修は任意

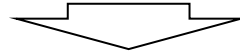
クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書 概要

研修等の 現状

- 制度の目的
- ・事故防止
 - ・消費者(利用者)利益の保護
 - ・経営の健全化
- 制度の仕組み
- ・クリーニング師(都道府県知事免許)が3年に一度受講(4時間)
 - ・受講率が67%(平成4~6年度)から32%(平成19~21年度)に低下

事業仕分け (平成22年5月)

- 廃止(国による研修義務付けの見直し)
- 制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、品質向上は業界内で行えばよい
 - 国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する



- 毎年のように発生する衛生、環境、技術、法令等の環境変化や消費者のサービスへの期待に適切に対応すべき
- 研修義務づけの前提として以下の改革を行う

	現行	改革案
資格の性格	衛生関係及び洗濯物の処理	同左。顧客の苦情への適切な対応や経済・環境面の課題への適応が必要
配置基準	各クリーニング所にクリーニング師配置。業務従事者講習は5名につき1名以上受講	同左。取次所等にもクリーニング師又は業務従事者講習受講者を配置する現行の取扱いを厳格に確認
資格者氏名の明示	なし	明示。 顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	クリーニング師全員の研修受講義務。実態は、受講率32%と低迷	各クリーニング所クリーニング師1名の受講確認を徹底。今後2年間で受講率大幅向上を図る

生活衛生に係る事例(1)

◎【理容所】 理容所で消毒が不十分だった事例 (H21. 発表論文)

- ・薬液や紫外線による消毒は行っているにもかかわらず、消毒前の洗浄が不十分でふき取り検査(ATP測定) で高い値を示す例が立ち入り検査で見られた。
- ・対象60施設(使用前カミソリ60検体)のATP平均値は2107RLU、中央値は734RLU
- ・アンケートでは75%が「洗浄している」と回答したが、約半数は流水で流すだけで、ホルダーから外しての洗浄は12%(98%の理容所では替え刃式が使われていた)
- ・分解洗い、擦り洗いの効果を数値で見せて、意識向上と実態改善が進んだ。

◎【学校等⇔理・美容所】 アタマジラミ防除の地域的取り組み事例 (H23. 発表論文)

- ・年間83万世帯での発生があるとされ、各地域で組織的な対策が行われている。
- ・当該市域でH10年以降増加傾向にあり、200件を超えた19年から取り組み強化
- ・主要な感染経路と対策対象は学校・幼稚園・保育所 →理容所との連携が有効

【ホテル】 トコジラミ防除の現状と対策事例 (H23. 発表論文)

- ・近年、防除業者への依頼が急増しており、その半数がホテルである。
- ・寝具管理、清掃などに防除を考慮した体制がとれていない。
- ・不具合届出が制度化されているニューヨークでは爆発的に増大し、年間10000件を超えて社会問題化している。
→わが国でも拡大が危惧される

生活衛生に係る事例(4)

◎【理・美容所】環境監視頻度低下後の理容所衛生状況 (H20. 発表論文)

- ・昭和60年代に監視頻度を急激に低下させた保健所が、H17,18に実態把握のため立入りを実施し(理容所633、美容所783)、衛生状態が悪化した状況を報告している。
- ・構造設備の不適合は、理容所で30-40%、美容所で48-57%であった(項目別)。
- ・消毒手続きやその管理の不適率は、理容所で9-61%、美容所で25-87%であった。
- ・行政指導が行われない場合、有資格者による営業にもかかわらずこのような状況が現出する可能性が高く、継続的な監視と指導の必要性を示唆している。

◎【クリーニング】クリーニング所のセレウス菌検査の事例 (H21. 発表論文)

- ・H20のセレウス菌院内感染発生時に実施した検査で陽性となった事例の報告。
- ・食中毒や血液上水基準でも一般細菌に扱われる環境常在菌であり、通常工程での制御は困難。
- ・月に一度、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、一般細菌、セレウス菌、緑膿菌については商品の自主検査を実施している。(検出されたことはある)
- ・立ち入り検査で、拭取り6検体(洗濯機・作業台等)のうち3、採水検体中(排水)1が陽性を示した。(上水検体及びフェイスタオルは陰性)
- ・用途に配慮し、利用者と連携して使用形態を制限するなどの方策が必要。

